

# 吉野ヶ里町国土利用計画

平成21年3月

吉 野 ヶ 里 町

## 前 文

吉野ヶ里町は平成 18 年 3 月に旧三田川町と旧東脊振村の合併により誕生した。

旧 2 町村はそれぞれ適正な土地利用に努めてきたが、合併に伴いより広域的な見地に立ち、町土地利用についての方針を明らかにすることが必要となった。

こうした背景を受け、この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、佐賀県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（佐賀県国土利用計画）を基本とするとともに、地方自治法第 2 条に基づく「吉野ヶ里町総合計画」に即した、吉野ヶ里町の区域における土地の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画は佐賀県国土利用計画や吉野ヶ里町総合計画等の改定や社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 目 次

第1章 吉野ヶ里町の概況 .....	1
1. 位置及び自然的条件 .....	1
2. 社会的条件 .....	1
第2章 町土地利用に関する基本構想 .....	2
1. 町土地利用の基本理念 .....	2
2. 町土地利用の基本方針 .....	2
3. 地域類型別の町土地利用の基本方向 .....	3
4. 利用区分別の町土地利用の基本方向 .....	4
第3章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 .....	8
1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 .....	8
2. 地域別の概要 .....	10
第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 .....	13
1. 公共の福祉の優先 .....	13
2. 土地利用に関する調整の推進と関連する法律等の適切な運用 ..	13
3. 地域整備施策の推進 .....	13
4. 土地利用に関する環境の保全 .....	13
5. 土地利用に関する安全性の確保 .....	14
6. 土地利用の転換の適正化 .....	14
7. 土地の有効利用の促進 .....	14
8. 計画の推進 .....	14

# 第1章 吉野ヶ里町の概況

## 1. 位置及び自然的条件

本町は、佐賀県の東部に位置し、東は上峰町、みやき町、西と南は神崎市、北は、福岡市、那珂川町と接している。

総面積は43.94km<sup>2</sup>であり、東西約5～1km、南北約16kmと細長い短冊状をなしている。

北部は脊振山地の南斜面からなり、南部に広がる佐賀平野は、主に田手川の堆積による沖積平野が発達している。

本町には、国の特別史跡に指定されている吉野ヶ里遺跡があり、その他歴史的遺跡や千石山のサザンカ自生北限地等、歴史的、自然的資源に恵まれている。

## 2. 社会的条件

本町の人口は、近年微増を示しつつ世帯数は増加傾向にあり、周辺市町からの通勤等の流入人口が多い。

産業は、就業人口で見ると、第1次産業や第2次産業とも減少傾向にあるが、第3次産業の占める割合が高く、増加傾向にある。

そのうち農業は、就業人口は減少しているが、農業産出額は、近年増加傾向にある。工業は、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向にあったが、近年横ばいで推移している。商業は、卸・小売とも横ばい傾向にある一方で、観光については、平成17年以降、観光客数が増加傾向にある。

長崎自動車道の東脊振インターチェンジが設置され、佐賀・鳥栖方面を結ぶ国道34号、主要地方道佐賀川久保鳥栖線や福岡方面と結ぶ国道385号等が位置し、広域交通条件に優れている。

## 第2章 町土利用に関する基本構想

### 1. 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、町民の生活及び生産等の諸活動の共通の基盤であり、地域の発展や町民生活と深く関わっている。

この限られた資源である町土を、適正に整備、開発及び保全し、次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

よって、町土の利用は、公共の福祉を最優先とし、自然環境と歴史的遺産の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

### 2. 町土利用の基本方針

吉野ヶ里町総合計画（平成19年度策定）の将来像『人と緑と弥生の歴史が結び合う笑顔あふれる“わ”のふるさと』を実現するため、次に掲げる方針のもとに合理的かつ計画的な土地利用を進め、自然環境と歴史・文化環境、生活環境、産業環境が調和した、町の一体的・持続的発展を図る。

#### 1) 水と緑の美しい自然環境の保全と有効活用

本町が誇る水と緑の自然環境を保全するとともに、環境に配慮しながら、町の活力を創造する生産基盤として有効活用を図る。

#### 2) 貴重な歴史・文化資源の保全と景観形成

本町の保有する吉野ヶ里遺跡等の貴重な資源の保全を図るとともに、歴史・文化環境と調和する一体的な景観形成を図る。

#### 3) 快適で安全な居住環境と産業機能の集積による魅力ある市街地の形成

交通の利便性や歩行者の安全性、地域の防災性に配慮しつつ、産業や都市的サービスの機能集積を誘導する魅力ある市街地の形成を図る。

### 3. 地域類型別の町土地利用の基本方向

#### (1) 都市地域

農林業との健全な調和を図りつつ、町民の健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、適正な制限のもとに町土の合理的な利用を促進する。

このために、住居、商業、工業等の多様な機能をバランスよく配置し、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、景観や自然環境を考慮しながら美しくゆとりのある環境の形成を図る。

#### (2) 農山村地域

田園や山林の豊かな自然環境と一体となった生活環境を整備するとともに、多様なニーズに対応した農林業の展開及び地域産業の振興を図る。

このために、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図り、多様な住民参画等により町土資源の適切な管理を図る。

#### (3) 自然維持地域

自然環境を維持・保全すべき地域は、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、自然環境の再生・保全に努める。

また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として利用を図る。

## 4 . 利用区分別の町土地利用の基本方向

### ( 1 ) 農用地

#### 1 ) 現況と課題

農用地は、平成 1 8 年現在で 9 5 4 ha と町域の 2 1 . 7 % を占めており、平成 9 年からの推移では 9 0 ha 減少している。

近年、集落営農の組織化等をはじめとした農業振興の推進により、農業産出額は、増加傾向にあるが、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従業者の減少や高齢化等に伴い遊休農地・耕作放棄地が増加傾向にある。

農用地は、食料生産機能に加えて、雨水貯留機能、生態系維持、自然景観形成等の多面的な機能を有しているため、保全及び有効活用を図る必要がある。

#### 2 ) 基本方向

農用地は、将来にわたる食料の安定供給を確保するための基礎的な土地資源であるとともに、森林や水辺空間と一体となった自然環境・景観を形成していることから、集落営農組合等への農用地の集積や生産基盤としての有効活用による遊休農地や耕作放棄地の拡大抑制を図るなど、農用地本来の土地利用による維持・保全に努める。

また、集落内及びその周辺の荒廃農地は、周辺環境と調和した適正な土地利用転換を誘導する。

### ( 2 ) 森林

#### 1 ) 現況と課題

森林は、平成 1 8 年現在で 2 , 0 8 5 ha と町域の 4 7 . 5 % を占めており、平成 9 年からの推移では 2 4 ha 減少している。

林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、林業従業者の減少や高齢化等に伴い、維持管理が行き届かない荒廃森林が増加傾向にある。

森林は、木材生産機能をはじめ、水源のかん養や土砂災害の防止、生活環境の保全など多様な機能を有しており、また、本町の自然景観の重要な要素ともなっていることから、その保全及び適正管理が求められている。

#### 2 ) 基本方向

本町が誇る水と緑の美しい自然環境と景観を形成する森林が多様な機能を持続的に発揮できるよう、計画的な森林整備を推進し、適正な管理・保全を図る。

### ( 3 ) 水面・河川・水路

#### 1 ) 現況と課題

水面・河川・水路は、平成 18 年現在で 159 ha と町域の 3.6% を占めており、平成 9 年からの推移では 4 ha 減少している。

水面・河川・水路は、治水などの防災機能やかんがいなどの生産機能の他に、動植物の生育や親水の場としての機能を有しており、自然環境の形成とともに重要な役割を果たしていることから、その保全と適正な管理及び計画的な整備が求められている。

#### 2 ) 基本方向

河川や水面については、防災機能などの多様な機能の増進と活用を図るため適正な維持管理に努め、自然環境や景観保全に配慮した多自然の河川整備を推進する。

水路は、農業生産性の維持・向上とともに、集落の優れた住環境形成に重要な役割を果たすことから、適正な維持管理に努める。

### ( 4 ) 道路

#### 1 ) 現況と課題

道路は、平成 18 年現在で 122 ha と町域の 2.8% を占めており、平成 9 年からの推移では 9 ha 増加している。

道路は、長崎自動車道、国道 34 号や国道 385 号をはじめ、主要地方道佐賀川久保鳥栖線等の県道、町道、農道及び林道によって構成されており、広域的なネットワークに優れ、他の地域との交流や物流を支えている。

しかし、市街地においては未整備箇所も多く、市街地内のネットワークや歩行者の安全性等に問題を抱えている。

また、国道・県道等の利便性の向上により、さらなる交通量の増加が予測されるため、国道 34 号バイパスの整備やこれらにアクセスする計画的な道路ネットワークの整備、歩行者空間の確保が必要である。

#### 2 ) 基本方向

道路は、住民生活や経済活動の基盤施設であるため、広域交通条件の向上による産業活動の広域化、観光等の広域的な流入、日常生活行動の拡大に向け、総合的な道路整備計画の策定のもと、計画的な整備を進める。

このうち国道・県道については、国道 34 号のバイパス計画や交差点改良、主要地方道佐賀川久保鳥栖線の改良等を関係機関に働きかけることとする。

町道は、国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮しながら、整備を計画的かつ効率的に推進する。



農道は、農業の生産性の向上、農地の適正な管理、集落生活環境の向上において重要であるため、計画的な整備と適正な維持管理に努める。

林道は、林業経営の合理化、森林の適正管理において重要であるため、自然環境との調和に配慮しながら計画的に整備を行う。

## ( 5 ) 宅地

### 1 ) 現況と課題

宅地は、平成 18 年現在で 4 5 0 ha と町域の 1 0 . 2 % を占めており、平成 9 年からの推移では 4 2 ha 増加している。

このうち住宅地は、旧長崎街道周辺、国道 3 4 号周辺、南部の集落地に多く分布しており、今後も増加が予想されることから、定住や町外からの移住の促進に向けた都市基盤の充実や住居の環境保護などの住宅施策の推進が求められている。

工業用地は、長崎自動車道周辺や町東部の工業団地に多く立地しているが、今後も町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向けて企業誘致を進めていく必要があるため、工業用地の確保が求められる。

商業地は、住民の生活の利便性向上と魅力的な市街地環境の形成のために、商業機能等の充実を図る必要がある。

### 2 ) 基本方向

#### 住宅地

定住及び移住の促進、快適で安全な居住環境づくりに向け、住宅地内の生活環境整備を進め、他の用途との混在等から居住環境を保護し、ゆとりのある良好な住宅地の保全・形成を図る。

#### 工業用地

周辺環境との調和を図りながら、現況工業用地の維持に努めるとともに、新たな企業誘致を進めるため、計画的な用地の確保と整備を推進する。

#### その他の宅地

商業地は、市街地整備と連動した商店街の環境及び景観の整備を推進する。

また、市街地における国道・県道等の幹線道路沿道は、周辺の環境や景観等に配慮しながら、計画的かつ効率的な利用を進める。

## ( 6 ) その他

### 1 ) 現況と課題

その他は、平成 1 8 年現在で 6 2 4 ha と町域の 1 4 . 2 % を占めており、平成 9 年からの推移では 6 7 ha 増加している。

本町には、吉野ヶ里歴史公園や目達原駐屯地等の大規模用地をはじめ、学校施設用地、社会教育施設用地、保健福祉施設用地、官公署用地、環境衛生施設用地、公園・緑地等の公共公益施設用地があるが、今後、町民のニーズや社会情勢を踏まえ、不足する公共施設の整備のあり方について検討を行う必要がある。

さらに、周辺の自然環境や防災に配慮した公園等の施設整備の検討が必要である。

### 2 ) 基本方向

町民が健康的で文化的な生活を送る上で必要な公共公益施設については、周辺環境に配慮して適正な用地の確保及び配置を図る。

### 第3章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

#### 1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

##### (1) 基準年次及び目標年次

計画の目標年次は、平成29年とし、基準年次は平成18年とする。

##### (2) 枠組みの設定

町土利用の前提となる人口は、吉野ヶ里町総合計画の目標人口である、中間年次の平成24年において16,500人、目標年次の平成29年において17,000人とする。

項目	年次	基準年次	中間年次	目標年次
		平成18年	平成24年	平成29年
人口(人)		16,152	16,500	17,000
世帯数(戸)		5,237	5,610	6,050

平成18年住民基本台帳人口・世帯数を平成17年国勢調査と住民基本台帳の比率で換算

##### (3) 町土の利用区分

町土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分とする。

##### (4) 目標設定の方法

町土の利用区分ごとの目標は、将来人口等を前提として、利用区分別に面積を予測し設定する。

##### (5) 目標値

町土利用に関する基本構想に基づき、中間年次(平成24年)と目標年次(平成29年)の利用区分ごとの規模の目標は、次頁の表のようになる。

表 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	平成18年 (ha)	平成24年 (ha)	平成29年 (ha)	H18～H29 増減面積 (ha)	構成比(%)	
					平成18年	平成29年
農用地	954	928	904	-50	21.7	20.6
農地	954	928	904	-50	21.7	20.6
牧草放牧地	0	0	0	0	0.0	0.0
森林	2,085	2,068	2,001	-84	47.5	45.5
原野	0	0	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	159	162	211	52	3.6	4.8
水面	10	10	57	47	0.2	1.3
河川	66	69	71	5	1.5	1.6
水路	83	83	83	0	1.9	1.9
道路	122	129	144	22	2.8	3.3
一般道路	92	99	115	23	2.1	2.6
農道	18	18	18	0	0.4	0.4
林道	12	12	11	-1	0.3	0.3
宅地	450	501	552	102	10.2	12.6
住宅地	194	207	218	24	4.4	5.0
工業用地	77	77	80	3	1.8	1.8
その他の宅地	179	217	254	75	4.0	5.8
その他	624	606	582	-42	14.2	13.3
合 計	4,394	4,394	4,394	0	100.0	100.0

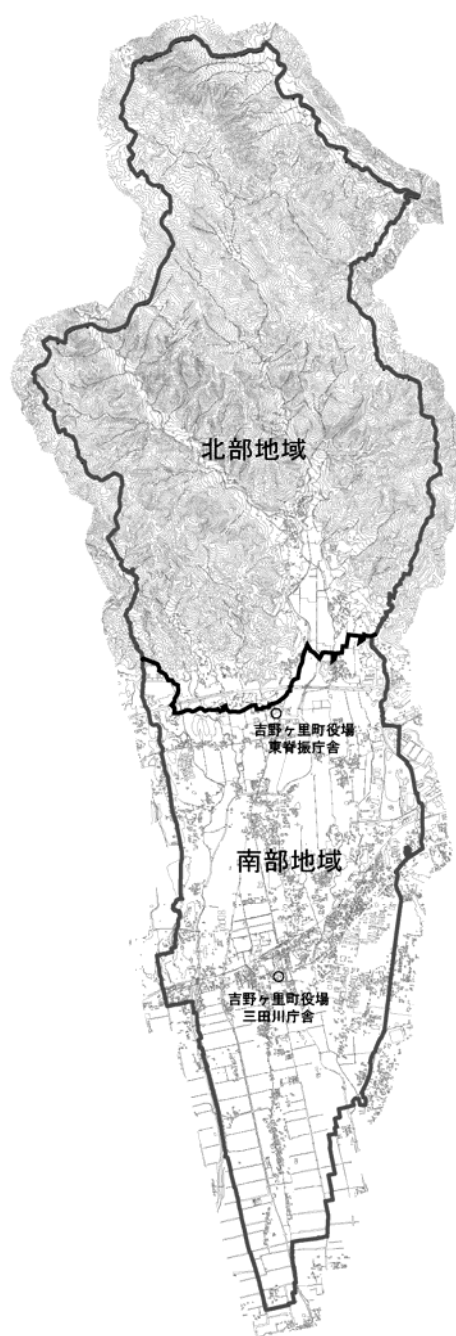
## 2. 地域別の概要

本町は、長崎自動車道から北側は、概ね森林と山間部の農地等であり、南側は概ね農地と宅地等であることから土地利用の状況に違いがみられる。

総合計画においても、北部を「自然と歴史のふれあいゾーン」とし、南部を「田園環境と活力創出ゾーン」としている。

以上を踏まえて、本計画においては、地域を概ね長崎自動車道で南北に区分する。

図 地域区分



## ( 1 ) 北部地域

### 1 ) 現況と課題

本地域は、町の北部に位置し、北は福岡県那珂川町と接し、標高約 1,000 m の脊振山系の山間部から長崎自動車道にいたる地域で、中山間部から田園が徐々に広がり、山裾に集落が形成されている。

本地域には、日本茶樹の栽培発祥の地とされる霊仙寺跡をはじめ、サザンカ自生北限地や「道の駅」吉野ヶ里、さざんか千坊館、山茶花の湯、トム・ソーヤの森などの自然・歴史資源、観光・交流資源が点在しており、その資源を活かした地域づくりが期待されている。

また、五ヶ山ダム水源地域については、残存する田畑や山林の荒廃による土砂流出や森林崩壊など様々な問題の発生が懸念されており、水源地域の活性化や水源かん養林としての残存山林等の環境保全・育成が求められている。

### 2 ) 土地利用の方向

自然や歴史を生かした都市との交流空間として活用していくとともに、自然や歴史と共存する快適でゆとりのある居住空間として整備を進め、地域の活性化に努める。

山林や山裾に広がる田園などの本町が誇る水と緑の美しい自然環境及び景観の保全に努める。

中山間地域における遊休農地及び耕作放棄地の防止と解消を図る。

既存集落における生活道路の整備などの生活基盤整備を進め、ゆとりある良好な居住環境の維持・保全を図る。

五ヶ山ダム水源地域は、観光基盤整備を計画的に進め、豊かな自然や福岡県に隣接する立地条件を生かした都市と農村との交流拠点として活用するとともに、利水者である福岡市等との連携により、残存山林等の手入れなどの水源地域の環境保全・育成に取り組む。

## ( 2 ) 南部地域

### 1 ) 現況と課題

本地域は、町南部に位置し、長崎自動車道から南側の範囲であり、農業生産基盤整備が進んだ田園地帯の広がる平野部からなる地域である。

また、本町の観光・交流の核である吉野ヶ里歴史公園や大規模な工業団地を有するとともに、主要道路が交差している地域には、公共施設や商業施設、住宅等が集積しており、商業・工業の活力ある産業環境やにぎわいのある市街地環境を創出するための効率的な土地利用が求められている。

### 2 ) 土地利用の方向

産業立地機能の充実、整備された優良農地の保全・活用、生活環境等の整備を進め、工業や農業環境と調和した快適で魅力ある居住空間の整備を進める。

市街地整備と連動した工業用地の確保及び整備を図るとともに、環境と調和する優良企業の立地を促進する。

地域に広がる優良農地は、本町の農業生産基盤の中心的な土地資源として、維持・保全を図る。

三田川庁舎及び東脊振庁舎を中心とした地域は、民間主導の土地区画整理事業等による土地の高度利用を進め、生活拠点として商業・サービス業等の多様な機能の強化、良好な環境の居住系市街地の整備、景観整備を図る。

吉野ヶ里歴史公園を「観光・交流拠点」として位置づけ、日本を代表する歴史公園としての整備及び観光・交流機能の強化を国・県に働きかけていくとともに、本町の観光・交流の核として一層活用する。

吉野ヶ里歴史公園からJR吉野ヶ里公園駅にかけて観光・交流機能の配置等により、拠点性の向上を図るとともに、駅北側地域の計画的な土地利用を推進し、周辺地域の活性化を図る。

吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例に基づき、対象区域における歴史的環境と調和する良好な景観形成を誘導していく。

## 第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

### 1. 公共の福祉の優先

町土利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件において、適正な利用が図られるように努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な施策の推進を図る。

### 2. 土地利用に関する調整の推進と関連する法律等の適切な運用

本町の目指す町土利用の基本方針、利用区分別の基本方向を実現するために、「国土利用計画法」をはじめとして、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「自然公園法」、「自然環境保全法」等の土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整を行い、適正な土地利用を推進する。

また、地価動向の的確な把握や土地取引の規制に関する措置等、国土利用計画法の適切な運用を図る。

### 3. 地域整備施策の推進

本町の適正かつ均衡ある発展を図るため、町域に存在する土地資源及び自然環境を積極的に保全するとともに、これらを有効活用し、総合計画に基づく総合的な施策の推進により、町土の均衡ある発展を図る。

また、観光振興を念頭においた町域を越えた広域的な連携、交流促進による地域づくりのための諸施策を推進し、この中で公共施設整備や道路網の見直しを行う。

さらに、公共施設整備や道路整備等による波及効果を適切に受け止め、地域に活かす土地の有効利用を進め、都市的土地利用と自然環境とのバランスのとれた地域整備を推進する。

### 4. 土地利用に関する環境の保全

町土の自然環境の保全、公害の防止、歴史的風土の保全及び文化財の保護、さらに環境負荷の小さな都市構造の形成を図るため、関係法令の適切な運用により、適正な土地利用への誘導を図る。

また、工場等の立地については、環境の保全や公害防止のため、工業団地などの工場適地への誘導を推進し、市街地における周辺住宅地との調和、緑地の設置等について促進を図る。

公共工事にあたっては、自然環境・景観の保全に配慮した資材や工法の導入に努める。



## 5 . 土地利用に関する安全性の確保

町民の防災意識の高まりなどに配慮した魅力ある公園・緑地、親水空間づくりに努める。

また、関係機関との連携のもと、急傾斜地の崩壊防止や河川改修などの治山・治水対策を促進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域等への宅地開発の規制などにより、水害や土砂災害防止を図る。

## 6 . 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を行う場合には、その転換の不可逆性及び地域社会に与える影響の大きさに留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況等自然的・社会的条件を勘案して慎重に行うこととする。

農用地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響等に留意し、周辺の農用地や非農業的土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に配慮して行う。

森林の利用転換については、災害の防止や水源のかん養などの森林が持つ機能の維持に十分留意し、周辺の土地利用との調整を図りつつ、自然環境の保全に配慮して慎重に行う。

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、事前に十分な調査を行い、周辺地域の生産基盤、生活基盤、生活環境に配慮しつつ、土地利用対策諸法の適切な運用により、適正な土地利用の推進に努めるものとする。

## 7 . 土地の有効利用の促進

土地の有効利用については、住民の意向に応じた町土の均衡ある発展に効果的、総合的な成果が出るように誘導する。

農用地については、集落営農組合等への農地の利用集積を促進するとともに、技術指導・支援体制の強化を推進し、農業生産性の向上や高品質化などを図る。また、町内外の住民との交流を促進するため、体験・観光農業へ取り組むなど、その有効活用を図る。

森林については、自然とふれあうレクリエーションの場や環境教育の場として活用するなど、森林の総合的かつ多面的な利用を図る。

水面・河川・水路については、生物の生息・生育に必要な水量、水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間の形成や、人と水とのふれあいの場としての活用を図る。

道路については、道路緑化等の推進による良好な沿道環境・景観の形成を図るとともに、道路空間の有効利用に資する。

宅地は、周辺環境との調和に配慮しながら、未利用地などの有効活用を図り、計画

的な市街地整備を進める。

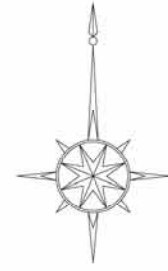
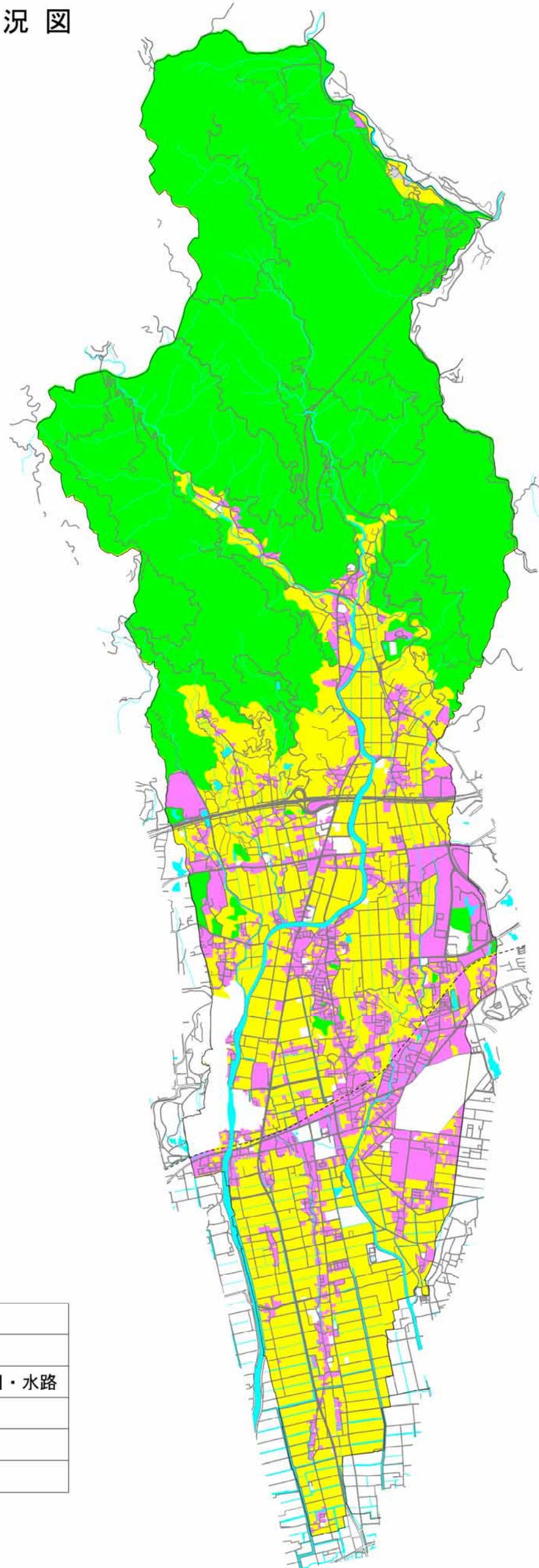
未利用の町有地は、周辺環境に配慮した公共施設の配置や景観を形成する土地利用などの有効利用を図る。

## 8 . 計画の推進

本計画に基づいて、総合的かつ計画的な土地利用の調整を推進するため、土地利用の現状、計画達成状況の把握等に努めるとともに、本計画の適切な進行管理を図る。

また、住民の理解と協力を得て、計画の実効性を確保するためにも、広報等を通じた土地利用についての啓発に努める。

# 土地利用現況図



凡 例

	農用地
	森林
	水面・河川・水路
	道路
	宅地
	その他



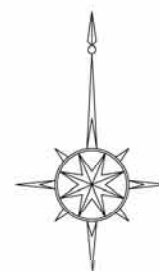
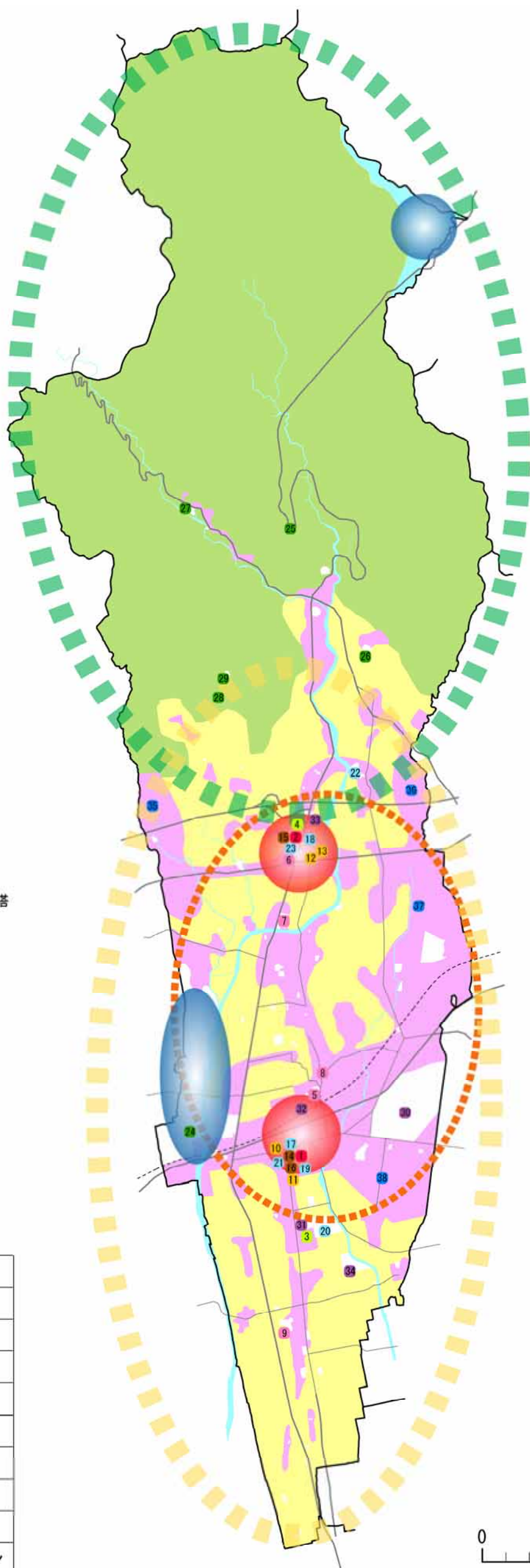


# 土地利用構想図

- 1 吉野ヶ里町役場 三田川庁舎
- 2 吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎
- 3 三田川健康福祉センター「ふれあい館」
- 4 東脊振健康福祉センター「きらら館」
- 5 吉野ヶ里保育園
- 6 東脊振幼稚園
- 7 くるみ保育園
- 8 三田川幼稚園
- 9 吉野ヶ里幼稚園
- 10 三田川小学校
- 11 三田川中学校
- 12 東脊振小学校
- 13 東脊振中学校
- 14 中央公民館
- 15 東脊振公民館
- 16 町民集会所
- 17 三田川武道館
- 18 さざんか武道館
- 19 町民温水プール
- 20 三田川中央公園
- 21 三田川児童館
- 22 丸山球場
- 23 東脊振運動公園
- 24 国営吉野ヶ里歴史公園
- 25 さざんか千坊館
- 26 山茶花の湯
- 27 永山水辺公園
- 28 東脊振村制100周年初岳展望台・記念塔
- 29 トム・ソーヤの森
- 30 目達原駐屯地
- 31 町民憩いの家
- 32 吉野ヶ里公園駅、コミュニティセンター
- 33 リサイクルセンター
- 34 浄化センター
- 35 三津工業団地
- 36 東脊振東部工業団地
- 37 佐賀東部中核工業団地
- 38 立野工業団地

## 凡 例

	農用地
	森林
	水面・河川・水路
	道路
	宅地
	その他
	生活拠点
	観光・交流拠点
	市街地形成ゾーン
	自然と歴史のふれあいゾーン
	田園環境と活力創出ゾーン



0 1,000 2,000m